# IV 家事関係の弁護士ヒヤリング

## Ⅳ-1 面会交流事例の特色と現状・課題

片山登志子(大阪弁護士会)

本報告は、一昨年(2009年)の家族<社会と法>学会での報告をベースに、その後、私自身が取り扱った面会交流事例を踏まえるとともに、昨年(2010年)、大阪で開催された、全国家事調停委員懇談会によるシンポジウム・「子どもの目線で面会交流を考える」(当該シンポジウムの議事は「ケース研究」に掲載予定)において、棚瀬一代先生からいただいたご示唆および各地の調停協会から面会交流事例の中で子どもの目線に立って調整して成功した事例等を教えていただいたことを踏まえたものである。私自身、最近研究会等で調査官の方との交流が非常に多く、そのような場から得た経験も踏まえて報告する。

### 第1 離婚紛争における面会交流実現の重要性

## 1 離婚紛争の解決においては面会交流実現のための調整が極めて重要

離婚紛争の解決においては面会交流実現のための調整が極めて重要であると考えている。離婚紛争の争点は、財産分与や親権や慰謝料等様々であるが、とりわけ、未成年の子どもがいる場合や親権者の指定や面会交流など子の監護に関する対立が激しい場合は、何よりも子の福祉を図るという観点から、早期に、かつ、紛争に関与する専門家(裁判官、調査官、調停委員、代理人弁護士)が協力して、第1に子の監護に関する合意を取り付け、安定化を図るという解決への道筋をコーディネートする必要がある。

特に、親権者の指定について争いがある場合や、一方当事者が離婚そのものについて拒否的な態度を示している場合に、訴訟に持ち込もうとし調停の不成立を求め、かつ、子どもを奪取するような形で取り込んで、子どものことについて話し合いをしようとしない代理人が多くなってきている。しかし、未成年の子どもの関わる事件では、夫婦の紛争が子どもに与える影響を最小限にとどめる必要がある、ということを最優先すべきだと考えている。

最高裁制作のDVD「子どものいる夫婦が離れて暮らすとき考えなければならないこと」は、まさに父母が離婚の危機にあるときに、それに遭遇する子どもがどのような心理状態に陥るかということを子どもの目線から伝えているが、ここに目のいかない当事者や代理人弁護士は多いが、このような子どもの視線を離婚紛争に関わる全ての者が持つことが必要である。

2 別居中の親子の面会交流の実情と問題点を把握することが重要 また、離婚後の親子の面会交流を円滑に実現するためには、別居中の面会交流を調整す ることが大切である。別居中の面会交流の実情や問題点を把握して、それらの早期に発見 し、適切に対応をすることで、離婚後の長期にわたる面会交流が成功すると思われる。し たがって、別居中で離婚紛争に直面している夫婦の間で面会交流をいかに実現するかとい う問題について報告したい。

以下に紹介するケースは、モデル化しているが、すべて私が関わったケースである。

## ケース 1 夫:30 代、妻:30 代、子:小学生男児

妻が夫の精神的虐待で育児に自信を失い、子どもを夫の元において実家に帰る形で別居。 妻は面会交流を求める調停を申し立てた。調停委員会の勧告もあって期日間に試行的面接 を実施(双方代理人立会いのもと)。妻は子と円滑な交流が実施できたと認識しているが、 夫は、面会交流によって子どもが混乱し、子どもが面会を拒否しているから面会交流には 応じられないと主張し、その後の面会合意はできなかった。

その後、面会交流について、審判が下ったが、審判後も実現できたのは1回程度である。 離婚訴訟の中で親権争いがあったため、面会交流調査(調査官が両方の親と子を別々に面 会させて、子どもの反応をみる)を実施してもらったところ、非監護親(母親)と子ども はとても良好は交流をし、それを監護親(父親)も見ていたが、なお面会交流を拒否して いる。

## ケース 2 夫:40代、妻:40代、子:小学生男児

妻が、精神不安定となり実家に戻り、以後、子どもは夫のもとで生活する形で別居。夫から申し立てられた離婚調停中に、妻は子との面会交流を強く求めた。夫は、妻の精神状態が不安定であることや、子ども自身が不安を感じており面会交流は困難との意向であったが、双方代理人立会い、夫同席で、子どもの希望する場所・方法で試行的に実施。

以後、子どもは母親との面会を拒否しなかったので、子どもの希望する場所・方法を確認しながら監護親(夫)・代理人弁護士と妻の親族(祖母)の立会の面会交流を継続。妻からは子どもと二人での面会交流の希望があるが、子どもはこれを受け入れない。

離婚は訴訟となり、父親を親権者とする和解が成立したが、子どもはなおも母親と 2 人の面会交流を拒否しており、今後どのようにして自立した面会交流に移行させるかが課題。

# ケース 3 夫:20代、妻:20代、子:幼稚園女児

妻は夫の暴力が原因で離婚を決意して別居。その時点では、子と夫との面接には消極的で、子どもが幼少であることから面会交流は実際問題として不可能との考えを持っていた。 その後、離婚については親権者を母として夫が養育費を支払う内容で合意。

合意後、夫から面会交流を要望され、弁護士立会、妻同席で試行的に実施。妻は子ども と夫との交流を見て、面会交流を継続することを了承。ただし、子どもを夫に預けること には不安で、妻が少し離れた場で夫と子の面会交流を見守る方法によることを希望。

以後、数か月に1回の頻度で面会交流が継続されてきたが、夫は、妻から子を預かって 子と2人で自由な面会交流の機会を持つことを強く希望し、妻がこれを受け入れられない ため今後の面会交流の方法について意見が合わなくなってきている。

## ケース4 夫:30代、妻:30代、子:幼稚園男児

妻は夫との生活リズムが合わず同居が困難となり予を連れて実家に戻り別居。夫から面会交流を強く求められた。妻は夫と会うことで強いストレスを受けることから、子を夫に預ける形での面会交流を考えたが、子は妻が同行しなければ面会交流を受け入れないため、親子3人での面会交流を実施。

しかし、何回か継続した後、予が面会交流を強く拒否するようになり、その後・実現できない状態が続いている。

## ケース 5 夫:30代、妻:30代、子:幼稚園女児

妻は夫の暴力が原因で子を連れて実家に戻り別居。夫は面会交流を強く求めるも、妻は 夫と顔を会わせることに恐怖心があり、面会交流時の子の引渡し方法に苦慮。一時保育所 を受け渡し場所にするなどの工夫をしながらしばらく面会交流を継続したが、ある時期か ら子が面会交流を拒否するようになり、その後実現できなくなっている。裏返しとして養 育費が払われなくなってしまった。

## ケース 6 夫:30代、妻:30代、子:小学生低学年

妻は夫の暴言や浪費が原因で子を連れて実家に戻り別居。離婚調停中に夫から面会交流 の希望があり、当初は双方代理人立会、その後は、監護親(妻)の代理人弁護士が子ども を預かり夫との面会を遠くから見守る方法で任意の面会交流を継続。

しかし、離婚が和解で解決する段階になって子どもが面会交流を拒否し始め、面会交流 は中断のやむなきに至った。現在では、間接交流(月1回生活状況を母親が報告、約半年 後から、子どもが自ら父親に手紙を書くようになった)を行っている。

## 第2 別居中の面会交流をいかにして実現するか

1 別居中(離婚紛争中)の面会交流に影響するもの(障害となっているもの)は何か

#### (1) 別居に至る経緯

まず、別居に至る経緯の中で、同居中に夫婦の間でどのような破綻原因があったのか、 という問題がある。もとより、夫婦間に暴力等の重い問題がある場合、信頼関係破壊がど の程度であったかということが大きく影響する。

### (2) 別居中の子の監護状況

監護親の周りにどのような「応援団」が付いているかということが大きく影響する。面会交流を実現するには、監護親および非監護親に対する親教育が大変重要であると認識しており、これについては家裁の調査官も意識的に行っているように思われるが、実のところ、監護親のバックにいる祖母等の被害感情も深いものであり、そのような監護親本人だけでなく、バックにいる者たちにも、面会交流の意義を十分に説得することが重要であり、これらの者たちに対する教育は親本人に対する教育より困難である。

### (3) 双方の親の子に対する気持ち、認識

別居中はいまだ離婚自体が不確定な状態であり、両親ともに将来像が見えていない時期であるため、共通の目標で物事を考えるという気持ちになりにくく、対立的な意識状態になりがちであるので、別居中の子どもに対して何が一番重要であるかについての両親の認識に齟齬を生ずることが多い。たとえば、監護親(母)は、ようやくにして問題のある生活から脱出したのだから、母子2人の生活を安定させたい、あるいは、必死になって暴力家庭から脱出して、子どもを落ち着かせようとして、経済的にも必死になっているから、子どもに父親の影を見せたくないという意識が強くなる。しかし、このような意識は、子どもに対して、両親の別居の時期に何をしてあげることが重要であるか、という認識が欠如しているといえる。

## (4) 双方の親が、子が親にどのような気持ちを持っていると理解しているか

監護親は、子どもが自分と同じ気持ちでいてくれていると誤った確信をしていることが多い。すなわち、たとえば、子ども自身は、母親に暴力を振るった父親であっても、自分にとっては大切な父親であり、その父親からの愛情を望んでいるといわれている。このような子どもの真の気持ちを監護親が理解することは難しい。結局、子どもの気持ちを素直に考えられるか否かということが、面会交流を実現するにあたっての一番の要である。

## (5) 子の心情

上述のとおり。

## 2 実際にはどのようにして親子の交流を実現しているか

現在の裁判所も代理人は、概して試行的・暫定的な面会交流の実現に向けた努力をしているのが実情であるが、それでは、いかにして試行的・暫定的面会交流を実現するかが問題となる。

### (1) 試行的面会交流の合意と実施

面会交流に理解のある代理人も増えてきており、調停前に両当事者に代理人が就いた時点で、面会交流について話し合い、当事者同士で行える状態であれば、暫定的面会交流を 進めていくことが可能である。

# (2) 当事者で任意に実施できない場合の工夫

一方で、当事者自身で自立的に行うには不安がある場合には、双方代理人あるいは一方

代理人が立ち会い、面会交流を行うというケースが増えてきている $(\rightarrow f$ ース 1、2、4、6)。

# (3) 家庭裁判所における試行的面会交流の実施

双方に代理人が就いていても面会交流実施が困難である場合、あるいは代理人の一方が 面会交流に対して拒否的である場合等には、家庭裁判所における試行的面会交流の実施を 目指すこととなる。離婚という形で調停を申し立てることが多いが、その中で、面会交流 すら実現できていないという事例の場合には、離婚と合わせて面会交流の調停を申し立て るなどして、できるだけ早く調査官が関与できるような環境作りを心掛けている。

家庭裁判所調査官の関与のもとでの試行的面会交流の実施や、家庭裁判所調査官の面会 交流への立会い等は、紛争の解決に大きな役割を果たしていると考えられる。なぜならば、 面会交流時における子の言動の観察や、そこから親は何を理解すべきかについての専門家 である調査官の的確なアドバイスおよび援助の意義は大きいと考えるからである。

問題は、家庭裁判所の調停の場で、調停委員や調査官が面会交流実施を勧めても、断固として応じようとしない当事者が一定数いることである。このように、家庭裁判所における試行的面会交流実施が困難な場合は、まずは調査官に監護状況や子どもの意向調査をしてもらうことで、ワンクッション置くことも効果的である。これは、調査官が子の監護状況や子の意向、心理状態等を調査し当事者に報告することで、当事者双方が、離婚紛争の渦中におかれている子の気持ちについてある程度共通の認識を持つことができるということがあり、大変有意義なことであると考えられる。

私が担当したケースでは、私の依頼者は相手方が虐待をしていて子どもが拉致されたような状態であり、一刻も早く引き取らなければならない、という気持であったが、実際に調査官が子どもに会いに行ってみると、決してそのように深刻な状況ではなく、子どもは両親のことを心配しており、それを前提に面会交流を実施する方向で動いていけたということがあった。このように、代理人としても、調査官が関与することは、非監護親から聞いているのとは異なる子どもの姿や意向を知る機会となり、離婚紛争全体、あるいは子の監護全体の解決方針を考えるうえでも有益である。このような機会がないと、それぞれの親の思いで、一方は面会交流を拒否し、一方は子の引渡しを求める、というように紛争が泥沼化することがあるので、調査官の適切な関与は重要であると考えられる。

### 3 試行的面会交流の実施によって継続的な面会交流の実施が可能となるか

なるほど、試行的面会交流の実施によって、最終合意に達し、かつ将来の継続した実施 が見込まれるケースも存在するが、様々な工夫をして試行的面会交流を実施したからとい って、必ずしも継続的な面会交流が保障されるわけでは決してない。

具体的に述べれば、第1に、とりあえずの合意はできても、継続的実施に不安が残るケースというものが存在する。すなわち、別居期間中、当初は円滑に実施できていた面会交流が継続できなくなるケースがある。あるいは、別居期間中は調停等の様々なサポートが

あって円滑に実施できていても、サポートがない状態で当事者の自立的な実施が困難なケースもある。FPIC も抱えている問題であるが、子どもを含めた当事者が自立しないということがある。これは、子どもが悪いわけではなく、両親の面会交流に対する考え方が一致しなければ、すなわち、両親と子どもという三当事者が、何のために誰のために面会交流を続けるのかということについて、共通の認識を持たなければ、常に子どもが不安を抱え、子どもが立会人を要求し続け、自立的な面会交流は実現しない。

第2に、とりあえずの合意すら困難なケースも存在する。試行的面会交流において、子どもは喜んでいても、監護親はその後の面会交流を拒否することがある(ケース 1)。このようなケースにおいては、最終的には、特に監護親側の長期的カウンセリングを続けてなければ、監護親側の意向で子どもは非監護親との交流を阻害されるという結果になってしまう。

# 第3 当事者代理人として困難と感じるところ

代理人として、できる限り面会交流の継続的で円滑な実現に関与していきたいと考えているが、それには限界がある。

# 1 子が、両親に対してどのような気持ちを有しているのかの把握が困難

第1に、依頼者の子に対する見方が固定している場合は、代理人弁護士が子と接触する ことに難しさがある。

第2に、代理人が積極的に子と接触しても、回数を重ねなければ表面的な子の意思しか 把握できない場合もある。また、試行的面会交流に立ち会って子の様子を観察していても、 子の真意が把握できないことも多く、1~2年間立ち会っているケースで、やっと子の気持 ちが見えてくることがある。調査官も抱えている悩みや難しさであると思われるが、いか に子どもの真の気持ちを把握するかに常に苦悩している。

第3に、監護親の代理人が子の意思を把握しようとすること自体が子に負担を与えるのではないかとの不安もある。

#### 2 試行的面会交流を実施した後の子の心情のフォロー

試行的面会交流を実施した後、子どもは、すぐに監護親のもとに戻ってしまうので、子どもの気持ちを直接、代理人としてフォローすることができないという悩みがある。監護親が、自分の非監護親に対する思いと、子どもの非監護親に対する思いとは違うということを、子どもにしっかりと言い聞かせて、素直に子どもの気持ちを受け止められていないと、(試行的)面会交流を何度続けても、その都度子どもは監護親のテリトリーに引き戻されて葛藤を続けているのではないか、という懸念がある。

3 子が、両親に対してどのような気持ちを有しているのかが理解できた場合は、それを どのようにして両親に理解し受容してもらうかが困難

自分の依頼者の側には、多少なりともアドバイスをするが、相手方にそのようなことはできない。面会交流に立ち合っていると、相手方の態度に対する要望が出てきたり、子どもから要望(非監護親に対する不満等を含めて)を出してきたりすることがあるが、そのような要望を相手方に伝えることは、相手方代理人を通じてでも困難であり、これは一方当事者の代理人であることの限界であると考えている。

# 4 面会交流は一旦途絶えると復活は非常に困難

とにかく、細々とでも面会交流の糸をつなげ、その糸が途絶えないように、親教育の充 実等、さらなる調査官・専門家の関与が必要だと痛感している。

## 第4 面会交流の円滑かつ継続的な実施には何が必要か

まず、監護親、非監護親の双方が、別居中さらには離婚後においてもそれぞれに子と交流を持つことが子にとって望ましいこと、面会交流の意義・重要性について共通の認識をできるだけ早期にもち、その認識のもとで面会交流を実施することが重要である。

次に、監護親、非監護親の双方が、子が両親それぞれに対してどのような気持ちを持っているか、言い換えれば、監護親が非監護親に対して持っている気持ちと、子どもが非監護親に対して持っている気持ちとは異なる、ということについて共通の認識をもつことが必要である。そうした子どもの気持ちをありのまま受け止め、円滑な面会交流の実施に向けて協力しようという気持ちをもつようになれば、面会交流は成功裡に継続できると思われる。

以上のような目的を達するためには、第 1 に、共同親権、面会交流の法制化をなして、面会交流は決して特別のことではなく、子どものために当然のことであるということ、あるいは離婚後も親が共同で子どもを支えていくことが本来の姿であるということを、法律に明記することによって、制度的に明白にすることが有益であると思われる。ただし、法制度をなしたからといって、人の気持ちがそれに従うとは必ずしも限らず、現実的には理屈ではなく様々なサポートが必要である。すなわち、第 2 に、離婚後ではなく離婚紛争が生じた段階(別居に至った段階)で、親教育や試行的面会交流のサポート機関等社会的専門的支援制度の整備が必要であると思われる。

また、当事者に対するカウンセリングも重要である。現状でも調査官がカウンセリングを行うこともあるが、これは調停の場における一時的なものに過ぎず不十分である。そこで、裁判所以外の機関とも協働し、より長期にわたる継続的なカウンセリングが必要であり、そのカウンセリングの内容は、子どものために親の相互理解を深めるという目的をもったものであるといった、カウンセリングの位置づけについても、社会的共通認識が形成

されることが望ましい。

# 第5 今後求められる制度について

重要であるのは、別居後の早い段階での円滑な面会交流の確保と、面会交流が実現できるようになった後のフォローという2点ある。面会交流を認める審判が出た後、実際には当事者間の不信感が強く、実現できないままになっているケースは多い。法的な履行確保の問題であるが、家庭裁判所の履行勧告は、面会交流に関して言えば、ほとんど機能していない。これについては、調査官に履行勧告としてやれるだけのことをやるべきだとお願いしているが、現実にはなかなか難しく、再調停の申立てが多いようである。

そこで、家庭裁判所だけに頼るのではなく、履行をサポートする人的、物的設備の整備 (FPIC のような民間援助機関も含めて)が進められることも重要であると思われる。ただし、FPIC も人員的に限界にきているようなので、FPIC の人的体制の増加、すなわち、家庭裁判所の OB のみで活動するのではなく、関心のある弁護士等、様々な人たちが FPIC の活動を支援し、広めていくことも考慮すべきである。

また、面会交流に対して断じて拒否的な監護親や親権者がいるが、これは明らかに親権者としての適格性の問題であると考えられる。裁判官の中にも、親権の適格性を考える上で、面会交流の実現に協力的であるか否かという考慮要素に入れるべきであると言う者もいるが、現状では、その要素だけで親権者を変更するということはできず、子どもを自分の手元において面会交流を拒否したとしても、相応の監護条件を整えれば、相手方との接触を持たずに子どもを養育できる、というのが現在の日本の制度となってしまっている。このような実情は問題であり、法律自体を変える、あるいは、まずは、司法が、そういった面会交流の姿勢にきちんとした姿勢を示すべきであると思われる。

さらに、裁判所は結論を出すまでしか関与できないが、実際には、人事の紛争、特に子の監護に関する紛争は、結論が出た後も両親や子どもをサポートすることが重要であり、これらは、裁判所だけに任せていてもなかなかうまくいくものではない。その意味で、裁判所だけではなく、社会的な仕組みとして、子どもと親を適切に支えられるような制度を作るべきである。

### 質疑応答

#### ●弁護士による面会交流の立会いについて

岩志: 弁護士として面会交流に積極的に関与して立ち合うということだが、そのよう な形が多いのか。面会交流立合いの依頼を受けることもあるのか。

片山: できるかぎり最初から、FPIC を利用するように促している。ただし、FPIC 利用には、それについて両当事者が合意することが前提として必要であり、FPIC 関与の面会交流という路線に乗せるまでが難しい。現在担当しているケースでは、裁判所の試行的面会交流を経て、双方代理人が当事者を FPIC に紹介し、その後の面会交流は FPIC 立会いのもとでということで合意するケースがある。最初の試行的面会交流から FPIC に関与してもらうのは難しい。

棚村: FPIC は調停や審判において、当事者同士または代理人同士が合意したことが書面で明白なケースしか原則的に扱わない。特に外部で面会交流を実施するとなると危険な事態が生じうるし、リスクが高いケースになると、事前に様々な準備や代理人の協力も必要であるからである。また、FPIC 職員は退職した調査官等が多く、現在では、高齢化もみられ、職員は激務を強いられていることや費用の問題もある。

FPIC の活動が広まる以前は、代理人弁護士が面会交流の場を設定するなど、熱心に活動してきたのではないか。

調停という場に出てきたケースだけを扱っていても、問題はこじれ、時間が経つほど修復の可能性は低くなる。フォローアップで履行勧告がなされることは多いが、再調停の繰り返しになることも多い。また、裁判所に何度も試行的面会交流を繰り返してもらうことは難しい。

片山: 代理人が立ち会わなければ面会交流を実施できないという状態は、良いとは思わないが、現実問題として、それで当事者を突き放しては面会交流が実施できなくなってしまうことが懸念される。離婚紛争の解決を依頼してきた場合には、早い段階で面会交流のきっかけ作りをサポートすることで、円滑な面会交流を実施できることもある。一方当事者が相当に問題を抱えているケースでは、継続的に立会いをする必要があるが、それほど問題の少ないケースでは、交流場所の提供のみを行えば、自立的に交流ができている。さら進んだ、完全な自立的な面会交流は、難しく、これについては、一重に親教育が肝要であると思われる。

## ●弁護士立会いによる面会交流の際の場所や費用について

南方: 面会場所の提供について、当事者にとって一番安心な面会場所としては、弁護士の提供する場所か。面会場所の提供は、弁護士にとってどの程度負担になるか。

榊原: 子どもの連れ去りを心配している監護親にとっては、プライベートな密室のような場所を望む。事務所で面会交流を行ってくれることで、その間弁護士は他の仕事に取り掛かれ、あるいは、交通費がかからない等のメリットがある。

片山: 子どもの年齢にも関係する。小学校就学前の子どもの場合は、外に連れて行って監視することは大変だが、小学校就学以降の子どもの場合は、会議室面接では子どもが飽きてしまい、外での面接を勧めている。知る限りでも事務所面接を行っている弁護士は多い。

色川: 場所の提供や立会いの際に、当事者に費用を請求しているか。

片山: 請求していない。ただし、無料で行っていることが良いことだとは思っていない。依頼者がどうしても支払いたいと強く申し出る場合もある。料金設定を設けたり、費用を徴収したりすることについては、費用がかかることで面会交流に消極的になる程度にしか、面会交流の意義についての理解や成長ができていない親の存在があるため、躊躇している。

## ●面会交流事例の多様性(紛争にならないケースの問題性)

南方: 監護親は、非監護親と子どもを面会させたいにもかかわらず、非監護親は子ど もと会おうとしない、という紛争はあるか。

片山: そのようなケースは、紛争という形にならないが、かなり存在する。

南方: 具体的に紛争として問題となっているのは、面会交流が問題となっているケース全体の中で、ごく一部なのではないか。子どものことに関心すら持たない父親(非監護親)の場合には、紛争にはならないというものの、むしろ問題性は強いのではないか。調停委員を務めていた時の離婚調停で、母親(監護親)が面会交流に積極的であるにもかかわらず、父親(非監護親)が消極的というケースをいくつかみてきたが、そのようなケースを含めて面会交流に対してどのようなサポート体制を作るべきか。

片山: 親が離婚するということが子どもに与える影響の深刻性について、離婚を考える親は十分に認識しなければならない。離婚の渦中になる大人が自分のことしか考えられなくなってきて、子どもの気持ちに目を向けられないという状態に対して、子の奪い合いといった紛争にならない限り家庭裁判所は、サポートしていない。面会交流についても、当事者がクローズアップしなければ、争点が

一つ減った程度にしか考えていない。

榊原: 以前、離婚紛争で関わった小学校 2、3 年生の子どもが、事後切実に父親(非監護親)に会いたがったので、相手方代理人を通してその旨お願いしたが、父親は断じて会おうとしなかったということがあるが、このような父親の対応をみると、調停を申し立てても、子どもは紛争を目の当たりにしてしまい、調停を行ってもなお父親が会ってくれないということになれば、余計に子どもに精神的負担が生じうることが予想され、調停は行わないこととした。

片山: 早期に適切な親教育をする必要がある。

# ●官民(多機関)連携の重要性、早期の支援(親教育)の重要性

棚村: 裁判所はこれまで最高裁や調査官を通した調査で、葛藤の程度が強く、紛争性が高い当事者に DVD を見せても有用ではなく、父母教育プログラムは一旦挫折したことの経験から、より早い段階で父母教育をすることが望ましいという考えに至り、また、試行的面会交流をかなり早い段階から行うことが有用であるとの経験から、裁判所が紛争の起こる前や起こった直後に関与することは調査官の人員の問題等から難しいので、その段階で FPIC を利用しようということになった。

また、川口市のファミリーサポート相談は、市が FPIC に委託して離婚、別居、 親権、財産分与等、離婚の際に問題となりうることを扱う際に、面会交流や養 育費の問題も合わせて取り扱おうというものである。

以上のように、裁判所、自治体、民間、弁護士会等が連携して、問題に取り組むことで、紛争の早い段階から介入し、早期に親教育を実施することができると、当事者が自立的に面会交流をし、親子関係を継続していけるようになるのではないか。

合意形成等のための地慣らし(土俵作り)をすれば自立的に、あるいは、若干の援助を受ければ、面会交流できるケースもあるが、人格的な偏りがあったり、離婚に至る紛争の中で信頼関係が完全に破壊されたりしていて、自立的にできないケースでは、司法の場で強制的な枠組みの中で決めるということをしなければならない。このような、ケースの振り分けないしスクリーング、段階ごとの当事者支援の仕組みは、法制度・司法がやるべきことと、それ以前の段階で行うべきこととの役割分担と連携が重要である。それぞれの機関が役割分担をきちんと行えば、財政面や人的・物的資源の面で不足があっても、ある程度の役割を果たせる。日本はこの役割分担がうまくいっていない。

離婚を巡る問題の中で、初めは子どものことが顕在化しないが、夫婦関係の問

題が解決してきたときに、子どもの問題が湧きあがってくる場合と、初めから 親権等子どもの問題が表面に出る場合と、初めから子どもの問題が紛争になるが、実際には別の目的をもっている場合とがある。調査官の関与が遅かったといった調停に仕方の失敗等で紛争が段階的に生じる場合もあるが、裁判所がもっとも苦労するのは、初めから子どもの問題で当事者間に激しい紛争があり、たとえば、親権は相手方に譲るから、こちらは面会交流や監護者指定を強く主張する等、いわば同一当事者の複数事件化という問題である。

裁判所は紛争が起きなければ関与できないが、子を持つ家庭の場合は、親教育プログラムを義務化し、協議離婚届けに面会交流や養育費等について話し合いをした旨を明記することにするなど、相談レベルにおいて協議離婚を含めてより早い段階から見直すことが必要である。最近、裁判所も、父母に対するガイダンス等を裁判所外で早い段階から行うことを望んでいる。

フォローアップの問題で、費用 (1200 円程度) も廉価なことから、裁判所に面会交流について再調停を申し立てる当事者があるが、このような事件のために裁判所の負担が大きくなってきている。依存度が強く、自立的に解決できる力の弱い当事者が増えることに裁判所は悩んでおり、外部の相談・支援機関の充実を望んでいる。

南方: 逆にいえば、依存的な当事者が現在頼りにできるのは、廉価な費用で相談に乗ってくれる家庭裁判所しかないのではないか。この問題に限らず、家庭裁判所が担うべき役割の範囲が問題となるのではないか。

棚村: FPIC が利用されすぎてパンク状態になっていることを裁判所も懸念している。 一方で、FPIC はサービスの在り方を変えて、一定の条件を満たす当事者以外は 援助を断るようにしている。そうすると、裁判所には、断らざるを得ないよう なケースが滞留してしまう。

調査官の中には、結局は親の意識をどのように変えさせるか、親に子どもの視線をいかに持たせるかが問題であるという者もいれば、子どもを含めた三者の問題であるという者もいる。

親自身をいかに変えるかということについて、変わらないくらい頑なな親は別として、若干の教育等の援助をすれば変わる親に対して、誰がどのような段階でどのような働きかけをするかが問題である。裁判所に来るケースはかなり厄介で複雑化したケースである。弁護士のところに来るケースもそうなのではないか。

岩志: かなり事前の早い段階から相談・援助をするという話が出たが、離婚の確証も

なく紛争性がなければ、相談を求める人はいない。

日本では不十分である、行政や民間の相談窓口を作ることは重要である。ドイツでは、Jugendamt (少年局)があり、いつでも相談に行ける行政の家庭教育サービスとしての相談窓口を提供している。一部の実務家の方が、担当されたケースについてケアしたとしても、圧倒的多くのケースは取り残されてしまうので、システムとして家庭裁判所の前段階での対応を検討しなければならない。

片山: 離婚の際の子どもの心情、面会交流の意義等について、専門家(調査官等)の 意見や情報を欲しがっている親(特に監護親)は多い。そのような情報を得ら れる場や機会を教えれば貪欲に学習しようとする親は多い。

子どものために考えようという気持ちを持てない一部の親は別として、自分が離婚をしたことで子どもに迷惑を掛けたくないと思っている親は、努力はしたいと思っているが機会がないという現状であり、親からのニーズはあるわけであるから、システム的に離婚時の子どもの気持ちを理解する勉強会というようなものがあれば、有益であると思われる。

南方: 以前、自治体運営の相談所について調査をしたことがあるが、離婚率が驚異的に高い千歳、青森、新宮、高知、宮崎、沖縄の相談室での相談内容としては、親権を取れるか取れないかというものは多いが、そこから先の面会交流等の相談は、少ない。知られていないのか、相談員が専門家でないという理由からなのかは分からないが、自治体の相談窓口では、勝つか負けるかの相談はあるが、そこから先の相談は少ないようである。

棚村: 調停や審判で離婚したもののうち、未成年者の子がいる事件は約76パーセントである。そこにおける事件の類型を見ると、最初から子どものことを問題としているケースと、まずは生活や住まいの問題があって、そこから子どもの問題へとシフトしていくケースがある。協議離婚のシステムを見ても、子どもの問題は、生活等の目先の問題と比べて優先度が低いものとして扱われているようである。そのようなことが自治体窓口への相談というところでも表れているのではないか。協議離婚をして親権者も決定したが、後から子どもをどうするかということが切実な問題となってくるということではないか。

## ●当事者が弁護士に相談する内容について

棚村: 離婚の相談を受けた際には、初めから子どもの問題が前面に出で他のことはそれほど問題とならないのか、あるいは、最初は離婚のことが焦点であり、次にお金のことや子どものことが問題となるのか。

片山: 離婚全般で相談を受けることが多い。子どもの親権を取りたいからどうすればいいか、というように不安を抱えながら相談に来る依頼者と、親権は当然自分が取ることを前提に別居や養育費の相談に来る依頼者がいる。後者の依頼者の中でも、実際には、親権について相手方と紛争が生じうるようなケースもあれば、たとえば、相手方からの DV を受けていて、慰謝料を取って一刻も早く離婚するということにもっぱらの関心があり、全く子どものことを考えないで離婚の相談に来る人も多い。そのように、子どものことを考えていないように思われる依頼者に対しては、こちらから、子どもの話題を出し、面会交流についても考えなければならないことを伝える。

# ●親が子どものことを問題としないケースについて

南方: 離婚調停等において、当事者が面会交流に一切言及しない場合、調停委員の側から積極的に面会交流について話題に出すことがあるのか。あるいは、当事者が面会交流について言及するまで、話題に出してはならないのか。家裁によって対応が異なるのか。

榊原: 調停委員の話を聞く限り、これに関してきちんとした決まりがあるわけではないが、面会交流に限らず両当事者が問題としない事項を迂闊に話題に出すと、 激しい非難を受ける場合があるので、言いたいけど言えないということがある。

南方: 新潟家裁の調停委員は、当事者が話題に出さなくても積極的に面会交流について話題に出していた。裁判所の人が、そのようなことはやらない方がいいと言っていたのを聞いたことがあるので、裁判所と調停委員とで面会交流に関する考え方に齟齬があるのではないかと思っていた。

榊原: 地域性があるのかもしれない。東京は権利意識が高いなど。

棚村: 協議離婚制度は維持するとしても、何らかの形で面会交流等、問題となりうる 事項を定型化して話し合いをする機会を作るようにすべきである。

片山: 調停官を務めていたころ、離婚事件を主に扱っていたが、調停委員を通して監護親には子どものことを積極的に聞くようにしていた。当事者は黙っているが、子どもに対して両方の親がサポートしなければいけないのにできていないというケースも隠れている。監護親に子どもの様子や面会交流について聞いて、監護親の考えで面会交流を争点として問題とするか、面会交流は今後の努力目標

としてとりあえず離婚成立だけを目指すかはケースバイケースであったが、当 事者に子どもの問題について一応の確認はしていた。

岩志: 調停離婚にせよ、協議離婚にせよ、子どもがいれば親権者を決める必要がある わけであるから、相談の中で子どものことを当事者が話題に出さなくても、子 どもの問題を全く扱わないというわけにはいかないのではないか。

## ●当事者が面会交流について弁護士に相談する時期について

高橋: ケース3のように、面会交流について全く考えずに自分たちで親権者を決め協議離婚をした後で、面会交流についてトラブルになるという場合と、初めから離婚事件で弁護士依頼をするという場合と、どちらが多いのか。

片山: 圧倒的に後者の場合が多い。

高橋: 離婚そのものに合意が得られないから、財産分与や子どものことで折り合いが つかないから、ということで相談に来ることが多いのか。

片山: そうである。

#### ●弁護士事務所での試行的面会交流について

高橋: 弁護士事務所で行う試行的面会交流の時間と内容はどのようなものか。

片山: 1回1時間強が原則。子どもは小学校就学前。会議室にマットを広げ、おもちゃを置いている。父親(非監護親)が子どもの好きなおもちゃを持参することもある。現在担当している3つのケースでは、母親(監護親)は部屋の隅で様子を眺めている。子どもはもっぱら父親と遊んでいる。当初は心配で様子を見に行っていたが、慣れて来ると3人でうまく交流できるようになる。

高橋: 子どもが拒否的になるというのは、そういった場面でそもそも部屋に入りたが らないということか。

片山: そうではなく、外で遊びたいと言い出すということである。少しずつ、次の新たなシチュエーションの中で対応を考えなければならないので、母親(監護親)は困惑することもある。様々なバリエーションに対応できるシステムが望ましいとは思う。

# ●FPIC による面会交流の立会いについて

片山: FPICは2時間くらいか。

棚村: 試行的なものは会議室で1時間程度、外で行う場合は3時間程度のようである。 出掛ける場合は、FPIC職員が付き添う。子どもの年齢、関心に応じて場所は調整している。ただし、費用がかなりかかるので、当事者からは不満が多いようである。外で行う場合、交通費等は別にして、1日で2万5千円~3万円の費用

を支払う必要があり、利用できる人は限られている。

榊原: 費用は払うので、FPIC を利用したいという監護親もいるが、FPIC に対する嫌

悪感から断固拒否する非監護親の場合は、審判でも FPIC 利用を命じられず、

面会交流が困難になる。

# Ⅳ-2 共同親権・面会交流について

榊原富士子(東京弁護士会、早稲田大学)

### 1 はじめに

弁護士31年目であるが、約30年前から、思ってきたことがある。

離婚の可否を決めるため、あるいはいずれが単独親権者になるのが適切かを決めるために、当事者と代理人弁護士は相手の有責性を主張・証明しあい、人格を非難しあい、裁判所は過去に遡って困難な事実認定を迫られるその膨大な裁判の「負のエネルギー」を、別居後あるいは離婚後の子どもの幸せのために使えないものかと、思ってきた。

基本的には、親権概念やその内容につき、色々課題はあるものの、両親は、婚姻の有無にかかわらず(婚外子も含め)、原則、子に対して共同して養育責任を果たすことが望ましいとする理念をふまえ、日本でも、共同親権あるいは共同監護をすすめ、面会交流を活発化させ、養育費の支払いを確保する方向に賛成である。

ただ、20年位前は、今より気楽に共同親権が理想と思ってきたが、その後、各国の取り組み、詳細な状況が伝わるようになってきて、そんなに単純なものではない、共同親権・共同監護になればバラ色ばかりではないとも思うようになった。破綻主義になり離婚原因紛争がなくなり、共同監護が認められる国でも、膨大な訴訟費用を使い疲弊する子の監護権紛争があること、共同だから緊張関係が続き子の福祉にとって良くない場合もあること、などもあり、共同親権の法制化が欧米やアジアに比して遅れた日本は、他の国でおきた問題も知ったうえで、それも克服できるよう制度を考慮して、共同化・面会交流の活発化をすすめていけばよいのではないかと思っている。

なお、従来の家庭裁判所の感覚は、裁判所にくる事案は当事者どうしで解決が困難な事 案が多いので、こんなに仲が悪いのに(目の前で喧嘩が繰り広げられ)、共同親権・共同監 護は無理ではないかというものであった思われる。無理な「親権と監護権の分属」、「共同 監護の合意」は再び、紛争になって家庭裁判所に戻ってくると予想され、実際、そういう 事案もある。しかし、判決や審判で共同監護を命じるものはまだないが、調停条項におい ては、当事者双方が希望すれば、離婚後の共同監護の文言も認める例もある。渉外離婚の 調停でも、共同監護とまで記載しなくても、子の転居や縁組について他方の同意を条件と するなど、個別の事項を条項にして共同監護的調停とする場合もあるとのことである。

また、面会交流は、特にここ数年、裁判所は積極的な方向へ変化しており、そのために 説得をおしまない、そして調停合意が困難な場合には、審判で命ずることを躊躇しない、 という方向にきていると実感している。5~6年前までは、監護親がどうしても面会を拒絶 する場合は、審判で面会交流を認めてもうまくいかないからという理由で、裁判所より申 立人に暗黙に取り下げを説得することが少なくなかったと思われる。 なお、日本弁護士連合会内では、共同親権・共同監護に積極的な考えと、消極的な考え があり、会全体として、まだまとまっていない。

以下は、共同親権・共同監護・面会交流について、具体的例をあげて、日頃考えている 点をお話したい。

## 2 離婚の有責主義の払拭

## 【事案①】

夫は 2004 年に突然、妻と 3 歳の子を残して家を出た。妻は夫にもう 1 度やり直そうよと呼びかけたが夫からの応答がなかった。無視されることも辛くなり、妻は、離婚に応じるから子どものために両親としては仲良くやっていこうとの手紙を送った。しかし、やはり応答がなかった。その後、妻から離婚調停を申し立てたが、夫は欠席し、調停は不成立になった。やむなく妻から、離婚訴訟を提訴した。無用な争いを避けるため、争点は、婚姻の破綻(離婚原因)と親権取得のみとした。しかし、夫から、闘争的な答弁書、離婚の反訴・慰謝料請求が出て、結局、過去の事実についての非難の応酬になり、別居から 2007年の離婚判決確定まで 3 年を要した。訴訟の途中から、妻は夫の声も聞きたくないと思うようになっていた。離婚確定後、夫から面会交流の申立てがなされたが、面会の合意形成は困難であった。現在も面会は実現できていない。破綻原因を争ったり、慰謝料請求をせず協議離婚をしていたら、問題なく面会交流できていたはずの事案であった。

この例のように、破綻主義離婚に徹していない現在の民法 770 条 1 項及びその解釈は、 共同親権・面会交流にとって、全く有害無益である。1996 年の民法改正案における民 770 条の改正がのぞましい。

#### 3 家族を支援するシステム

#### 【事案②】

調停回数 15 回、調停外の弁護士間交渉 8 回というケースであった。不和になり別居した後、小学 2 年の女児を監護している母の代理人に就任した。別居後も、父と娘はそれなりに面会を続けていたが、父が新しく交際を始めた女性とのデートに娘を連れて行った。このことを知り、離婚を決心できていなかった妻は動揺した。母の動揺から娘もデートであったことを知り、父に会うことを拒絶しはじめた。父に会いたくない、しかし、離婚もしないでほしいと娘は希望した。子が激しく葛藤している状況で、すぐに離婚すべきでないということは、双方当事者、裁判所、代理人とも意見が一致した。当事者間は高葛藤であったが、代理人どうしは、まず面会交流を再開できるように調整しようという方向で一致協力できたので、裁判所も調停回数を気にせず協力してくれ、調停委員や調査官は、カウンセリング的対応や気長な説得・調整をしてくれた。当事者間で途絶えてしまった直接の会話を復活し練習するため、子のことを報告する手紙のやりとりをするところから始め

た。当初は、双方の言葉の中に無用・有害な相手への非難が少なくなかったが、適切なアドバイスを得て、妻はどのように子のことを相手方に伝えればよいかを次第に習得し、父は、「面会を妨害しているのは妻である、妻が自分を否定するから娘も否定する」という誤解を次第に解いていった。すると、1年ほどして、当事者は調停の際に、直接会って話すこともできるようになった。また、いずれ調停成立後は、調停委員も弁護士もいなくなり、第三者に仲介を依頼すれば費用が発生するので、調停中に、なるべく直接話せる練習しておいた方がよいとアドバイスし、当事者も、いずれ自立しなければならないのだという意識を強くもってくれた。

この例では、調停終了時にまだ面会は実現できていなかったが、父母が子のために会話できるようになっていたので、面会ができるようになるのは、いずれ時間の問題と思えた。「父娘の面会交流の実現のために、父母が会話を続けること、母は子の情報を適切に父に知らせ、父は養育費を滞納なく支払うこと」を合意して調停を終えた。調停外で、将来の離婚の合意もした。時期の不明確な将来の離婚の合意は無効である。しかし、双方離婚の意思が固まっており、子の福祉のために離婚時期を遅らせるだけであること、親権者を妻とすることも合意でき、離婚条件(妻にとっては、ひいては娘にとっても)は、判決よりは相当に良い内容を合意できていたので、親子3人にとって、将来離婚の合意はむしろすべき事案であった。

この例のように、調停でも、ていねいに作業を続ければ、外国の面会交流支援に少し近い方法はとることができるのではと思われる。葛藤を減らし、離婚はしても信頼をつなぐ方向である。この例では、途中、父より、夫婦としてやり直すことの申し入れもあり(残念ながら、やり直しには至らなかったが)、葛藤を生じて近い時期に、適切な第三者の支援があれば、離婚せずに和合できる場合もありうると思われる。

しかし、1 件につき 15 回という調停は例外であって、現在の家庭裁判所の人的物的キャパシティからすれば困難である。弁護士には赤字事件になるし、当事者も疲弊する。

裁判外で、かつ裁判所と連携でき、別居の早期からかかわれる面会交流支援のシステムが欲しい。また、支援する側の人員は、臨床心理士、FPIC のように調査官経験者、調停の経験を有する調停委員、弁護士などが考えられるが、特に弁護士については、財産法事件とは異なる家事事件の性質を会得すること、闘争的で短気でないこと、父母双方の代理を経験し、相手方の立場・感情に想像力が働くこと、立場が異なる者とのコミュニケーションをはかれること、などが必要ではと思われる。

現行の調停は、申立費用 1200 円と無料に近いことは素晴らしいが、回数を重ねれば、例えば、調停 4 回目からは 1 回あたり 3000 円を双方折半して負担するなど、当事者が少し費用を意識する制度を作ることによって、解決の迅速化をはかってもよいのではと思われる。

適切で迅速な面会交流支援制度を構築すれば、総合的な家族支援制度になりうると思わ

れる。

## 【事案③】

生後3か月ほどで父母が調停離婚し、母の代理人をしていた。調停後はじめて、生後6か月の子とホテルのロビーで面会する際に立会った。子どもはまだ歩けないので、母が抱いている子の顔を父が覗き込んだところ、子が泣いて顔を背けた。父はまだ20代で、1人目の子どもであった。あらかじめ、私から父には、まだ保育園にも行かず、ほとんど母と2人で過ごしており、人見知りが強いので、泣かれてもがっかりしないようにと伝えていたが、父はショックを受けてしまったのか、離婚前にあれほど強く面会交流を希望して調停条項を決めたのに、2回目以降の面会申し入れをしてこなかった。母も自分の側から強く面会を求めたいということではなかったので、結局、面会のないままとなっている。どちらかが、面会交流に熱意を持てば続いたのにと思う。親は子育てをしながら親として育っていくが、核家族化している現在、非監護親は身近で小さい子と知り合う経験もなく、親としてひ弱である。こういう場合にも、中立的に支援する者が、面会の前後で、子との接し方の練習、多少のカウンセリング、面会がうまくいかなくても励ます、などのサポートをできれば、この子は父ともつながっていけたのにと思った。弁護士の役割は依頼者の代理であり、依頼者の望まないことを積極的にすることは弁護士倫理に反するため、一方の代理人ではできることに限界があることをしばしば感じる。

### 【事案④】

離婚後、非親権者父が親権者母のもとから男児(3歳)を連れ去った。母の代理人とし て家庭裁判所に子の引渡しの審判及び審判前の保全処分を申し立てたところ、審判官より 保全の執行は大変だからと、人身保護請求を勧められた。家庭裁判所の方が子の引渡しに 精通していてよいのではと思いつつ、地方裁判所に人身保護請求を申立てた。残念ながら、 地方裁判所の担当裁判官が少し不慣れであったためか、最高裁判決の示した明白基準(最 判平成 6 年 4 月 26 日民集 48 巻 3 号 992 頁)でなく、双方の適格性の比較基準を審査す るかのような訴訟進行となり、拘束者に出頭を命ずる(人身保護法 10 条)までに約 2 か 月を要した。この間に、子は父になつき、父も子と別れ難くなった。父が子を連れて裁判 所に出頭した日、父は「別れの儀式」をしてきたと述べた。しかし、こういう連れ去り事 案であっても、母の方では、子を返してくれればよく、父と子は今後面会交流をしてもら っていいと思っていた。しかし、子が母に引き渡された後、父は面会を求めず、双方の連 絡もままならない。この件は事情があり、弁護士どうしの交渉(弁護士は双方、面会交流 に消極的ではない)では、子の引渡しの後の養育費や面会交流の調整が成功しなかった。 父母は遠隔地に居住していたので、再度、当事者が裁判所に何らかの申立をすることも大 変であった。こういった場合にも、裁判所以外の身近な場所に、交流を支援するシステム があれば、父子がつながっていけたのではと思われた。また、人身保護請求や DV 保護命 令は、子の引渡し、夫婦の隔離という大事な作業をするが、その後の、養育費や面会交流 の調整、離婚条件の調整等と手続きが切り離されている。当事者が、再び裁判所に何らか の申立をすることは、荷が重い。共同監護や面会交流につなげていくには、ワンストップ サービスが望ましい。

### 4 すべての離婚につき裁判所関与

共同監護、養育費支払い、面会交流の活発化を実現するためには、あるいは、共同親権・共同監護の実現のためには、すべての離婚につき、裁判所が何らかの関与をするものとし、少なくとも子の養育に関する事項(養育費や面会交流)を合意していることを離婚の要件とし、合意できない事案では家庭裁判所が決定する方式への変更が必要と思われる。協議離婚の簡便さから、弁護士や当事者には、協議離婚の廃止に反対する声は依然としてあるが、低い養育費の取り決め率の問題を解消し、ひいては面会交流を活発化させるには、必要不可欠と思われる。諸外国で協議離婚の制度がないからといって、特段困っているわけではなく、合意が容易な当事者の事案では、裁判所の関与といっても行政的で簡便にすればよく、実行可能と思われる。非常勤調停官の制度の導入は画期的であるが、週に1回出勤で調停期日の入りにくいことが調停委員や当事者に不評である。一方、弁護士の数が急増し就職の困難さが社会問題化しているが、裁判官の数は増えていない。すべての離婚に裁判所の関与、監護の合意を条件づけ、そのチェックは、現在の非常勤調停官ではなく、非常勤審判官を増やし、週複数回勤務とすれば実現可能と思われる。

### 5 DV事件と面会交流

DV 事案の被害者側を主に代理する弁護士からは、共同親権や共同監護に消極的な意見が述べられることがある。消極的意見は、加害者に反省のみられない共同親権や監護、あるいは面会交流が子の福祉を害すると考えられる事案を念頭におき、積極意見は、DV 冤罪を主張し、同じ DV といっても別の事案を念頭に、かみあわない不毛な議論になっているように思われる。まず、DV 防止法による保護命令の発令要件としての暴力の証明の程度は、疎明ではなく証明が必要とされており、申立人が暴力があるといいつのっただけで簡単に暴力が認定されるものでないことはおさえておきたい。

また、DV 事案にもさまざまなものがあり、共同監護は困難であるとしても、面会交流が可能なもの、被害者(多くは妻)側も父子の面会を望んでいる事案もある。そういう場合にも、面会交流支援が必要である。

#### 【事案⑤】

DV 防止法のない時代の相当に激しい DV 事件で、離婚後数年を経て、父より面会交流 申立があり、家庭裁判所で試行面会を実施した。母は離婚訴訟に続けて私が代理をした。 調査官は父に対し、面会交流の方法、心構えをよくレクチャーをしてくれた。父は、裁判 所を信頼し、面会に立ち会った調査官と私は、父の会話の不慣れなところを補い、緊張感 を解くようにした。約30分の面会の間、現在の自分の仕事を話し、子どもの現状を聞き、ぎこちなくはあったが、良い面会交流になった。母は鏡ごしで見ていた。それでも、母は面会交流の調停期間を通じ、暴力がよみがえるのか、精神的には相当にダウンしており、辛そうであった。試行面会のあと、継続的な面会は実施できなかったが、その後も父は細々と減額しつつも養育費を送金し、次第に、母も父の落ち着いた態度を信頼するようになった。代理人を通じたメールのやりとりから、双方が直接にメールでやりとりできるまでに約10年を要したが、子育ての出口では、母は子のことを父に直接に報告し、父は取り決めていない臨時の教育費の申し出をするまでになった。DV事案であっても、完全には切れないことにより育つ父母の関係、そのことによってもたらされる子に対する何らかのプラス作用はありうると思われ、事案ごとに対応を変えることが望ましいと思われる。

なお、DV 防止法は地方裁判所の保全部で行われているが、家庭裁判所管轄に移行させて、養育費、面会交流、離婚など全ての必要な事項・事件と関連させてワンストップで解決することが望ましい。現在の制度では、当事者は、配偶者から逃げることでせいいっぱいであり、養育費も面会交流もない、ということになりがちである。また、日本の保護命令は、退去命令は2か月、つまり、その間に被害者が退去準備をするという被害者退去型である。加害者が退去し、被害者と子は婚姻時の家屋に居住を続けられる保護命令のタイプに変更することが望ましい。婚姻時の住居に居住を続けられるならば、暴力の被害者が、居場所を隠して子とともにひっそり隠れて暮らし続けるという事案が相当に減るのではないか。いったん、逃げて隠れると、再び居住場所を開示することへの怯えは大変強くなる(そのときに、どんなに大きな反作用が起きるかと不安にかられている)。居場所を隠すため、住民票の住所を移せないことは、女性の再就職を遅らせ、経済的自立をさらに遅れさせている。居場所も開示しそれでも安全という自信をもってこそ、完全な解決であるが、そこへ乗り越えていくことを支援できる制度になっていない。

## 6 身上監護権・親権の内容の整理

離婚後の養子縁組の代諾権が、単独親権者にしかない点、縁組後の実親との面会交流に 審判は従来消極的であった傾向なども、克服すべき課題と思われる。

### 【事案⑥】

依頼者は夫であり、妻は子を連れて家を出て、不貞の相手と3歳の子と3人で暮らし始めた。父は、離婚はやむなしと考えたが、離婚に同意すれば、親権を失い、妻の再婚相手方の養子となることを危惧した。妻は有責配偶者であるので、妻から離婚を積極的に求めることはなかった。妻には不貞の相手と子を養子縁組させる強い意思はなかった。そのまま、17年がすぎ、子が20歳になってからようやく協議離婚をした。縁組の問題さえなければ、上記事案では、もっと早くに離婚でき、双方が解放され、子の面会交流にもよい影響を与えていたと思われた。

# 7 共同親権・共同監護の場合に共同すべき重要事項

海外では、共同監護下で双方の意見の不一致が問題になるのは、転居の可否や宗教の問題が少なくないようだが、国土が狭く、宗教にあまり熱心でない日本では、それらよりも、高等教育を受けさせるか、進学する学校の選択(国公立か私学か)、進学のための高額の塾費用の負担が、大きな問題になると思われる。単独親権下の現在もすでに教育費をめぐる紛争が多い。不一致の場合の適切な決定基準、費用負担の基準が、もう少し明らかにされること、教育費の支払いにつきもう少し積極的に命じられることが、共同監護や面会交流につながると思われる。

# 8 主たる監護者の決定

共同監護といっても、幼児の場合に、週のうち半分を交替で過ごす、あるいはそれに近い共同監護(交互監護)や頻回の面会交流は、父母間の信頼関係が厚く、互譲の精神がある場合にはよいが、信頼関係がなく離婚を合意するための苦肉の策として選択する場合には、紛争の再燃率が高いと思われ、必ずしも望ましくないと考えている。

父母それぞれが、いずれ単独監護者になることをめざし(遅くとも小学校に上がった時点では交互監護は無理があるため)、いかに日々、子を自分の方に気持ちを引き付けるかということばかりを考え、いたずらに緊張関係が続き、受け渡しの都度子が泣き、親が深刻な気持ちになり、親子ともに精神不安定になるなど、子の福祉を害することがある。

理想であったはずの共同監護や面会交流の合意が、後に、厳しい単独監護者決定紛争に変化したり、面会交流の機会に子の返還を拒み、深刻な人身保護請求事件に変化する、といった経験がある。共同監護といっても、主たる監護者を決める方法が望ましい。

## 9 おわりに――今からできること

裁判所は、面会交流を積極的に命ずる方向へ、急速に変化しているように思われる。また、監護者決定について、監護の継続の基準(現状尊重基準)の絶対性もやや揺らぎつつあるように思われる。面会交流の審判が出やすくなったことは、任意の合意を促すことにつながっている。

なお、最初に別居する際に、子を連れて出ることが直ちに違法であるとすること(そうした改正案が公表されている)には反対である。同居中に離婚や子の監護者の話を提案すれば、子の前で修羅場が繰り広げられる可能性のある事案、主たる監護者であり子と心理的結びつきの強い親が子を置いて出ることは、子にとっては子捨てであり精神的ショックを与える事案など、さまざまな場合が考えられるためである。しかし、最初に連れ去った者勝ち、という現状は改められるべきと思われる。監護者決定におけるフレンドリーペアレントルールの順位をもう少し引き上げ、正当な理由なく面会を完全に拒む監護親は、監

護親としての地位を返上しなければならないという働きかけが、もう少し監護者決定の調 停や審判の中で行われてよいのではないか。そうすれば、面会交流が促進できる。

ただし、フレンドリーペアレントルールが、単純に第一位の基準となることには反対である。子との心理的結びつきが強く形成された親と子を無理に切り離すことは、子に取り返しのつかない精神的負担、ショックを与え、子の福祉を害することになるためである。

なお、面会交流を命ずる審判が比較的容易に出るようになってきているが、その反面、 葛藤が高く連絡をとりあうことすら困難な当事者につき、FPIC などの第三者の支援を条件とせず、面会の日程や時間につきさらに当事者が協議する必要がある抽象的な命令がな される場合があり、審判確定後に困る場合がある。確定後も紛争が続くことになる。しか し、当事者の一方が、第三者の支援をきっぱり拒絶する事案では、裁判所も第三者支援を 条件とする命令が書けないのが現状である(命令の前に双方当事者が第三者とコンタクト をとり、支援を得る合意ができていなければ命じにくい)。裁判所との連携が密で、低廉で、 キャパシティの大きい支援場所が、全国的に置かれることが望ましい。

# 【コメント】

岩志和一郎:各国が共同親権へと向かうなかで、なぜドイツは 1979 年に単独親権を維持したのかが興味深いと考える。一番大きな議論は子の福祉の問題だ。ゴールドシュタインの学説の影響を強く受けたため、1976 年法では、離婚後の単独配慮にした。子が情緒不安定になるという説は説得力があったが、児童心理学者からの総反論があり、1997 年改正になる。子の権利という観点から、子は両親と切り離されるべきではないという原則が確認される。日本でも「筋」の確認からやらないといけないのではないか。ドイツでも共同親権を批判する議論があり、単独親権への変更数もかなりある。共同親権を原則としたうえで、具体的な調整を考えるべき。日本では合意に任せることの危険性を慎重に考えるべきだと思う。ドイツでは共同親権のやり方についてはあるが、共同親権が間違いであったという声はない。

木幡文徳 : アメリカでは訪問権が発展したかたちでジョイントカストデイが出てきた。 会うことが子のベスト・インタレストなのかがきちんと議論されていなけれ ばならない。調停委員の経験では、意外に面会交流への理解が当事者に浸透 していると感じる。共同でケアをする、共同で親であるということについて はどう考えるか十分な検討が必要であろう。

# Ⅳ-3 面会交流の現状・問題点

日弁連両性の平等に関する委員会シンポジウム基調報告1

### 第1 取り決めの現状

2008 年司法統計年報によると,2008 年に家庭裁判所の子の監護事件で終結した事件数は,2万3953 件であるが,このうち面会交流事件は6020 件(25.1%)であり,認容審判が319 件,調停成立が3156 件であり,何らかの形で面会交流が認められたのは合計3475 件(57.5%)である。

以上の現状を 2003 年司法統計年報と比べると,2003 年には子の監護事件で終結した事件は  $2 \, \mathrm{D} 1579$  件であるが,そのうちの面会交流事件は 3894 件(18%)であり,認容審判が 150 件,調停成立が 1875 件である。これらのうち何らかの形で面会交流が認められたのは合計 2025 件(52%)となる。2008 年に比べると,面会交流事件が 1.5 倍以上 増えたことがわかる。

面会交流の回数については、2008年の統計によると、認容・調停成立件数 3473件のうち月1回以上が1903件(55%)にのぼる。宿泊はあるものが524件(15%)にとどまる。一方、2003年では、面会交流の回数は、認容・調停成立件数2,025件のうち、月1回以上が1056件(52%)である。宿泊があるものは294件(14.5%)であって、半数以上が月1回以上の面接を定めている。子の引渡しの件数は、総数312件のうち、両親が婚姻中の事件が218件(70%)を占めている。

しんぐるまざあず・ふぉーらむ²の 2003 年の会員向け調査結果(回答者 277人)によると、子どもと父親の面会は、全く会っていないと答えた人が全体の 55%に上り、月に1回から2回が14%、年1回から数回程度が13%、ほとんど会っていないが10%、週に1回以上が4%となる。何らかの形で面会交流をしている人が31%と3割程度である。一方、子どもと父親との面会を望んでいる母親は36%、手紙やメールのやりとりを望むのは15%、子どもの学校行事への出席を望むのが12%(いずれも複数回答)に上る。

しんぐるまざあず・ふぉーらむの 2009 年の会員向け調査結果(回答数 217 人)によると、離婚の際面会交流について決めた人は 37%、後日話し合うことにした人は 5%、決めなかった人が 40%である。子どもと父親の交流を必要だと強く思う人・ややそう思う人の合計は 37%、あまりそう思わない・全く思わない人の合計は 59%である。実際に子どもと

1 本稿は、2010 年 5 月 15 日(土)日弁連で開催された「シンポジウム離婚後の子どもの幸せのために——面会交流,養育費を中心として」の資料集第 2 章から日弁連事務局のご了解を得て抜粋したものである。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> しんぐるまざあず・ふぉーらむは、シングルマザーが働きやすい社会、暮らしを求めて、 提言、情報交換、相互援助、交流等を行っている NPO 法人。

父親が面会交流をしているのは 23%であり、必要と思う人全員が面会交流をしているわけではない。

## 第2 紛争の現状

- 1 面会交流の紛争パターン
- (1) 監護親が子どもに会わせない原因(子どもの意思を除く)
- ① 監護親が DV の被害者の場合,非監護親が子どもを通じて監護親の居場所を探るなどのおそれがあり,監護親の安全の問題があることから面会交流を拒むことが多い。非監護親からの精神的な DV・過度の支配干渉やモラルハラスメントがあった場合も,監護親が非監護親との接触を拒む原因となる。
- ② 子どもに対する虐待があった場合や子どもが DV を目撃していた場合も,目撃すること自体が子どもに対する虐待であることから,面会交流を拒否することが多い。
- ③ 非監護親の不貞・借金など、非監護親の行為によって監護親が精神的・経済的に追い詰められた形でやむなく離婚に至った場合などでは、両親間の葛藤が強く、信頼関係が築けないため、面会を拒否することが多い。
- ④ 非監護親が婚姻期間中には子どもに関心を払わず、またほとんど交流がなかったなど、これまでの家族のあり方が影響して、監護親が面会を拒否することがある。
- ⑤ 監護親が再婚した場合には、新しい家庭や配偶者との関係を第1に考え、面会に消極的になることが多い。
  - ⑥ 子どもが非監護親になつくことを恐れている場合もある。
  - ⑦ 養育費の不払いの場合も少なくない。
- ⑧ その他、単なる嫌がらせの場合も否定できないが、なぜ嫌がらせをすることになったかの分析が必要である。
- (2) 非監護親が子どもに会わない原因
- ① 婚姻期間中には子どもに関心を払わず、またほとんど交流がなかったなど、これまでの家族のあり方の延長として、非監護親が面会を拒否することがある。
- ② 非監護親が再婚をすると、新しい家庭や配偶者への配慮として監護親の元にいる子どもに会わなくなることが多い。
- ③ 非監護親が家意識を強く持っている場合,跡取りでなくなった子どもへの関心が薄れてしまうこともある。
- (3) このような紛争のパターンを考えると、その根本には、婚姻から離婚に至るまでの間の夫婦・子どもとの家族関係が反映している場合が多いことが分かる。まず、監護親が面会交流を拒む原因の①②④は婚姻期間中にどのような夫婦・子どもとの関係を築いてきたかの反映であり、③は離婚に至った原因が反映されているのである。離婚後の事情といえ

るのは⑤⑦のみである。非監護親が子どもに会わない原因も、①③は婚姻期間中の家族関係の投影であり、②のみが離婚後の事情である。面会交流は子どもを中心としたものではあるが、監護親と非監護親との間に全く新たな関係を作るのではなく、婚姻期間中の関係を土台にして築かれるものであることは否定できない。そのため、夫婦の葛藤が生じてから離婚に至る間、そして離婚後も含め、その葛藤をいかにほぐし、子どもの福祉に目を向けるようにするかが重要になるのである。

## 2 面会交流に関する様々な事例

- (1) 面会交流の紛争パターンに当てはまるように思える場合でも,面会交流ができている 事例もある。ここでは、様々なパターンの実例を挙げ、面会交流の成否を分けた要因を考 える。
- ① DV を理由に母親が子どもらを連れて家を出て、父親の面会交流を拒否していた事例婚姻して 11 年間の間に 3 人の女の子をもうけた夫婦である。母親は、2004 年に子ども 3 人を連れて自宅を出て行方不明となり、その後 DV を理由に離婚を求め、調停を経たうえ離婚訴訟を起こした。2006 年に母親を子どもの親権者とする判決が出たが、父親は控訴し、さらに面会交流について調停を申し立てた。控訴審では、母親が父親の面会交流権を認め和解でまとまった。一方の面会交流の調停は続き、裁判所での試行的な面会を経て、2007 年「相手方(母親)は、申立人(父親)に対し、申立人が未成年者らと月2回程度(第1日曜日またはその他の日曜日)面会交流することを認める。面会交流の日時、場所、方法等の具体的な内容については、子の福祉に配慮して、申立人と長女が連絡を取り合うこととする」ことでまとまった。長女と次女は父親に対し愛情をもっていたので、裁判所で行われた最初の試行面接は、調停委員も含めて全員が泣いてしまうほど感動的であり、その後も、面会は順調に続いた。

#### 【ポイント】

- ・父親が婚姻生活中子育てに積極的に関与していて,面会交流の実施についても具体的 なイメージをもっている。
- ・代理人同士が相互に信頼関係を築くことができ、種々の段取りについて無用な争いを 避けることができた。
- ② 精神的な DV を理由に母親が子どもを連れて別居を開始し、離婚したが、FPIC を関与させることにより面会交流が継続している事例

母親が父親の精神的暴力に耐えられず、子どもを連れて別居を開始した。父親の暴力の うち有形力を伴うものは、お弁当箱をひっくり返したことが一度あったという程度で、保 護命令の発令などは期待できなかった。しかし、母親は父親と関わることをおそれ所在も 明らかにはせず、子どもが幼少の女子だったこともあって、子どもを父親に会わせること にも消極的であった。離婚訴訟の中で面会交流の話し合いになり、母親側の代理人が FPIC を介して行うことを提案し、これについて中間合意をしたうえ、試行を重ね、最終的には、2か月に1回の割合でFPICを介しての面会交流を実施することを盛り込んで、裁判上の和解で離婚した。

## 【ポイント】

- ・婚姻費用として月 20 万円の給付を確保することができたために、離婚を急ぐ必要性が低下し、当事者の気持ちが落ち着くまで、慎重に話し合いを継続することができた。
- ・時間や回数を重ねることで、当事者双方が面会交流を行うことに慣れ、徐々にイメージと生活サイクルを掴んでいった。
- ・代理人間に信頼関係があり、父親側も、手続きについて理性的に対応してくれた。
- ③ 母親が子ども3人を置いて家を出て、父親が面会交流を拒否していた事例

母親が交際相手と駆け落ちし、父親に対して離婚と子どもらとの面会交流を求めていたが、父親は面会交流を拒否していた。しかし、親権を譲ること・母親から財産分与を請求しないことを条件に、話合いにより離婚が成立した。母親は婚姻期間中の夫の不貞・暴力を、父親は母親の不貞をそれぞれ不問に付し、相互に慰謝料を請求しないことにより、早期に解決を図り、それぞれの新しい生活を軌道に乗せる方向を選んだ。父親は、代理人の「相手に有責性があっても、子どもの母親であることには変わりなく、面会交流の権利がある。拒否することは、子どもにとって良くないし、親権者の適格性を問われることになる」との説得により、しぶしぶながら、月1回の面会交流を認めるようになった。一定期間は代理人同士で面会交流の日程調整を行い、子どもたちにも面会交流が行われることが当然だという気持ちを持たせ、習慣になるようにした。

#### 【ポイント】

- ・父親の代理人が「面会交流は非監護親の権利であり、それを拒否することが親権者の 適格性に影響する」と説得し、父親も理性的に考えられたこと。
- ・離婚原因に深入りせず、離婚条件を面会交流に絞れたこと。
- ④ 別居中に子どもの取合いになり警察を呼ぶほどの争いになったが、離婚後面会交流を 継続している事例

母親が父親の暴力のため子どもらを家に残して父親の親族宅に避難していたが、子どもを引き取れないまま離婚されそうになった。母親はこのまま子どもをおいては離婚できないと考え、父親の家の前で帰宅途中の子どもらを連れ出した。警察が呼ばれる騒ぎとなったが、子どもたちが「お母さんと一緒にいたい」と言ったため、警察は母親に子どもを渡した。離婚訴訟になり、母親は、子どもたちが父親を怖がっているとの理由で面会交流に否定的な態度であったが、代理人の「逆の立場だったら、会えないと辛いはず。会わせている方が養育費をきちんと払ってくれることが多い」という説得によって、3か月に1回の面会交流を認め離婚成立。当初は母親の知り合いの飲食店内での面会であったが、徐々に父親が外に連れ出す面会もできるようになった。

# 【ポイント】

- ・3 か月に1 回の面会頻度でも、続けることで少しづつ母親と子どもが面会交流に慣れていった。当初から月に1 回の頻度であったら母親は拒否していた。
- ・当初は連れ去りの危険のない場所での面会交流により、母親の不安を和らげることが できた。
- ・養育費をもらい続けたいという気持ちが強かったこと。
- ・面会交流の意義についてゆっくり話合いをしたこと。
- ⑤ 子どもを連れ去った父親に対し子の引渡しの審判が出され、父親は任意に子どもを母親に引き渡したものの、離婚訴訟中には子どもに会えずにいた。しかし、離婚後には条項に決めた以上の頻度で面会が継続している事例

同居中は忙しい母親に代わり、父親が子どもの保育園への送迎をしたり、家事を積極的に分担していた夫婦であったが、母親が子どもをつれて実家に戻り離婚調停を申し立てた。調停開始後、父親が子どもを連れ去り、子の引渡しの審判が出て母親に子どもを戻した。その後離婚訴訟となり、父親は離婚を拒否し、母親は離婚後でなければ子どもを会わせないと言って面会を拒否し続けたが、月1回の泊付きの面会をすることで和解離婚が成立した。子どもは元の家に住み続けている父親に会って喜び、一緒に夏には旅行に行くようになった。母親は、忙しいときには、父親に子どもを預けるようになった。

### 【ポイント】

- ・子の引渡しの審判が出た後、時間がかかっても母親が強制的手段を執らず、父親の代理人が父親を説得するまでじっくり待ち、任意での引渡しができたこと。
- ・父親・母親ともに理性的であったこと。
- ・もともと父親が子育てを相当担っており、子どもと父親の関係が良好であったこと。
- (2) 面会交流が困難だった事例
  - 一方で、審判になっても面会交流が制限された事例もある。
- ① DV (横浜家裁平成 14 年 1 月 16 日審判)

父親は、手拳で母親の顔面を数回殴り、2 か月後には母親をいすに縛り付けて顔面を殴打したうえたばこを足に押しつけ、翌月は保育園において子どもを突き飛ばして全治1 か月の傷害を負わせた。その後も母親に肋骨骨折等の傷害を負わせ、その際子どもにも母親を殴らせた。その後母親は子どもを連れて別居し、離婚調停を経て離婚訴訟を提起し、離婚判決が確定した。父親が面会交流の調停を申し立てたが、母親は強く拒否し、調査官調査では子どもは父親に強い恐怖感まではないものの、怖いという感情があり、積極的に面会を求める意思は確認できなかった。審判は、DV の事実や母親の危惧感、父親に反省がないことといった事情を考慮し、両親の抗争に子どもが巻き込まれるおそれがあるとして面会交流を認めなかった。

② 子の意思と精神的いやがらせ(東京高裁平成19年8月22日決定)

母親は、体調を崩し1人休養のため実家に帰省することとなり、そのまま別居となった。翌年、母親は子どもらを通園先から連れ帰り、以後、父親は母子の居所を知らされなかった。離婚訴訟を経て子どもらの親権者を母親とする離婚判決が確定した。その後、父親からの面会交流の調停の申立てがあり、合意ができなかったため、審判となった。原審は夏期休暇中に1回面会交流を認めたが、母親が不服で抗告した。抗告審の決定は、小学生の子ども2人の意思を重視し、面会交流の環境が整っていないとして面会交流を認めなかった。子どもらの面会拒否の意思は、父親が、位置情報確認装置を潜ませたラジコンを送り、また、母親と子どもらの居所を探索するために親類や恩師に脅迫的言辞を用いてきたことに対する恐怖感・不信感に基づいていた。

## ③ 親権者による面会交流拒否と親権者の再婚(大阪高裁平成18年2月3日決定)

2003 年,父親を親権者とする協議離婚が成立した。その後,当初月に1回実施されていた泊付き面会交流を母親の子どもに対する軽率な発言を理由として父親が拒否するようになったため、母親が面会交流を求めて調停を申し立てた。月1回(3月と7月は宿泊を伴う)の面会交流を認める審判が出たが、父親が不服で抗告した。その後、父親は再婚し、2005 年9月、再婚相手と子どもらが養子縁組したが、子どもらは母親を慕っており、長男は母親との面会交流を希望していた。しかし、決定は新しい家族関係が確立途上にあることを考慮し、当面、月1回の面会交流のみ認め、年2回の宿泊付きの面会交流は認めなかった。なお、決定は、面会交流の内容として、プレゼントや学校行事への参加方法についても定めた。

# ④ 両親の高葛藤(東京家裁平成14年10月25日審判)

母親が父親の事前の了解なしに幼い子どもとともに実家に宿泊したところ、母親の親族に批判的であった父親が腹を立て、子どもを有料保育施設に預けて母親に所在を知らせなかった。しかし、母親は子どもの居場所を探し出し、施設の職員ともみ合った末、子どもを連れ帰って別居になった。母親が離婚訴訟を提起し、父親は面会交流の調停を申し立て、双方激しくお互いを非難する姿勢を変えず、面会交流は審判に移行した。審判は、面会交流の実施が子どもに過剰な負担となり、不安定な心身の状態に陥ることが予想されるとして面会交流を認めなかった。審判の背景には、父親の母親とその親族に対する差別意識と不信感が強く、一方母親は父親からの暴力・暴言を受けたとして父親に対して強い嫌悪感を抱いており、夫婦間の葛藤が非常に高かったことが挙げられる。

## (3) 現状分析と問題点

(a) 面会交流が円滑にゆくために求められるもの

これらの事例で一般的な傾向を見ることは難しいかもしれないが,面会交流がうまくいった事例にみられる要素を考えてみると,

I 当事者と代理人との間に信頼関係があり、さらにそれぞれの代理人間にも誠実に話 し合いができる信頼関係があったことを前提に

- Ⅱ 子どもに会えない非監護親の立場に立って考えるよう促したり,面会交流の重要性 を説明したりするなどの説得をしていること
- Ⅲ 面会交流が具体的にイメージできるように時間をかけてじっくり待てたこと
- IV 当初の面会交流は、代理人や FPIC や子どもといった第三者を通じて連絡を取り合って実施されたこと
- V 婚姻期間中に子どもと非監護親との関係が良好で、非監護親も子育てを積極的に担い、子どもとの関係が良好であることが挙げられる。

しかし、すべての事例で代理人がつくのではなく、逆に離婚では協議離婚が9割を占め、離婚後の面会交流の紛争事例では代理人がつかないことの方が多いことからすれば、Iに替わるものとして、紛争の当事者が信頼して相談ができ、面会に向けて冷静に話合いができるための仕組み作りが求められる。また、IIIIに替わるものとして、当事者に面会交流の重要性を説き、面会交流のイメージをもってもらうための、離婚を考えている親のための支援プログラムを作ることが必要である。さらに、IVのように、面会交流の連絡や実施の場所等について、第三者が関わって調整をしていること、そして何よりもVのように婚姻期間中に両親双方が子育てを担い、子どもと密な関係を築けるような生活を送ることが必要である。わが国には、これらのいずれの仕組みもまだほとんど整っていないと言っても過言ではない。

- (b) 逆に、円滑に進まない事例にみられる点を考えてみると、
- I 激しい DV があったこと
- Ⅱ 相手の精神的な虐待ともいえる暴言等により監護親の恐怖感・不信感が強いこと
- Ⅲ 子どもとの良い関係が築かれていないこと
- IV 監護親の再婚による新しい家族関係の形成があげられる。

これらの事由のうち、 I II の場合には、監護親の安全を図ることができ、さらに面会交流が真に子どもの福祉のためになるかを慎重に検討しなければならない。仮に面会ができるとしても、その場合には監護親及び子どもの安全を十分確保でき、面会交流実施のため調整をするための仕組みが欠かせないが、日本にはまだそのような仕組みはほとんどない。 III については、婚姻期間中の家族関係形成の問題であり、IV については、子の生活の安定と非監護親の面会交流を求める権利との調整の問題となるが、その中心はあくまでも子どもの福祉におかれるべきである。